

## 第一回中国産冷凍食品による薬物中毒事案の実態把握に関する検討会概要

日時：平成 20 年 4 月 10 日（木）

13:30～15:30

場所：厚生労働省医薬食品局食品安全部会議室

出席委員：大野委員、熊谷委員、品川委員、米谷委員、柳澤委員、吉岡委員

欠席委員：中村委員

**結果概要：**現在の方針に基づき、引き続き、（1）確定患者及び相談・報告事例に関する調査①確定患者の詳細情報、②相談・報告事例の検証、（2）回収食品に関する調査を進めることができた。

**今後の予定：**7 月を目途に中間報告とりまとめ

### 議事概要：

事務局：資料に基づき説明

開催要領確認、座長選出（品川委員）、会議非公開、議事概要公開等を確認。

#### （1）確定患者及び相談・報告事例に関する調査

##### ① 確定患者の詳細情報

###### ○ 事務局説明

- 有機リン中毒が確定した事例については、診察をした医療機関を訪問して、聞き取り調査を開始したところ。一医療機関については既に訪問調査を終了しているのでその報告を行う。

###### ○ 委員説明（机上配付資料）

- 来院時から、普通の食中毒とは違うと考えられるような強い症状だったらしい。
- どの例も PAM の大量投与が奏功し、急激によくなっているのが特徴的。通常の自殺目的の農薬中毒に比べると、非常に軽症なのではないか。

###### ○ 委員意見

- 意識障害等を呈しているような重篤な症例では、脳波、末梢神経伝達速度を取っておいた方がいいとも考えられるが、末梢神経伝達速度は痛い検査なので神経内科の専門家による神経所見で代用できるのではないか。

##### ② 相談・報告事例の検証

###### ○ 事務局及び参考人説明（資料 1、机上配付資料）

- 都道府県等に相談のあった 5,915 例については、都道府県から個人情報を消去した原本のコピーまたは必要な情報を提供してもらっているところ。
- 目的は、症例定義に基づいて、これらの事例が確定例に該当するかどうかの検証。
- まず、医療機関受診有りの事例について精査を開始しており、中間的な結果が資料○。
- 5,915 例中、医療機関受診例は 1,044 例となっているが、提出された個票と照らし合わせると、一件当たりの報告の中に、家族の分を併せて複数報告し手いる等の事例があり、現在まで 979 名分入力の上で精査しているが、全数入力した最終的な数字は、1,044 とは一致しないと考えられる。

○ 委員意見

- コリンエステラーゼ値のあるものは、正常値を確認すべき。
- 「農薬中毒の疑い」とあるもの、入院したものについては、根拠、経過を確認。
- 松本や地下鉄サリンの場合と今回の場合との違いは、有機リンが体内に入った経路。食品の場合は、縮瞳より消化管症状の方が前面に出るし、相当量の有機リンを吸収しなければ、縮瞳は出てこないので、あまり決め手にならない。コリンエステラーゼが下がっているかどうかが診断上大事。

(2) 回収食品に関する調査

○ 事務局説明（資料 2）

- ・回収食品の検査結果を都道府県等から報告してもらっており、その集計の中間報告。（高濃度汚染例はなし）